

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成28年11月1日（平成28年（行個）諮問第161号）

答申日：平成29年2月22日（平成28年度（行個）答申第185号）

事件名：本人を原告とした裁判書類の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

開示請求人を原告とした裁判書類一式に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月30日付け26受文科初第3963号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、以下のとおりである。

法14条7号柱書き及び同号口に該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 不開示情報該当性について

(1) 本件対象保有個人情報には、行政機関の「直通電話番号」、「内線番号」及び「FAX番号」が記載されているところであるが、これらについては、次に掲げる理由から法14条7号柱書きに該当する。

(2) すなわち、行政機関の直通電話番号、内線番号及びFAX番号については、公にされておらず、仮に公にした場合、いたずらや偽計等に使用されるおそれがあるため、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある。

(3) したがって、本件対象保有個人情報の不開示部分に記録されている行政機関の「直通電話番号」、「内線番号」及び「FAX番号」は、いずれも法14条7号柱書き所定の情報に該当するというべきである。

(4) また、本件対象保有個人情報には、「文部科学省から法務省への回報」が記載されているところであるが、これらについては、次に掲げる理由から法14条7号口に該当する。

(5) すなわち、本件対象保有個人情報の開示請求人を原告とした裁判に関する文書であるため、「争訟に係る事務」に関する文書である。また、仮に公にした場合、今後、訴訟の一方当事者である国が、具体的な訴訟に対処するために内部的に行った検討の経緯や対応方針に係る意見交換に関する情報が明らかとなることによって生じる不利益を回避するため、率直な意見交換や詳細な報告をすることをちゅうちょすることとなり、その結果、訟務部局内部における検討・協議に支障を来したり、個々の訴訟における国側の適切な対応を困難にしたりするおそれを否定できず、訴訟における国の当事者としての地位が不当に害されるおそれがあると認められることから、国の「当事者としての地位を不当に害するおそれ」がある。

(6) したがって、本件対象保有個人情報の不開示部分に記録されている「文部科学省から法務省への回報」は、法14条7号口所定の情報に該当するというべきである。

2 原処分にあたっての考え方について

文部科学省においては、本件対象保有個人情報の不開示部分に記録されている情報は、いずれも法14条7号柱書き及び同号口所定の情報に該当するため、原処分の決定を行ったところであり、審査請求人の請求は理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年11月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月17日 審議
- ④ 平成29年1月23日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年2月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法14条7号柱書き及び口に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、本件対象保有個人情報の不開示部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象保有個人情報について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の性格等について確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

- (ア) 本件対象保有個人情報とは、開示請求人が原告である裁判上の行為を行う職員として文部科学省職員が指定されている国を被告とした特定裁判の書類一式に記録された保有個人情報である。
- (イ) 原処分においては、特定裁判の対応を行った文部科学省及び法務省それぞれの担当部署の直通電話番号、内線番号及びFAX番号の情報が記録されている部分（以下、併せて「不開示部分①」という。）を不開示（法14条7号柱書き）とし、また、法務省へ文部科学省が回報した情報が記録されている部分（以下「不開示部分②」といい、不開示部分①と併せて「不開示部分」という。）を不開示（同号ロ）とした。
- イ 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、諮問庁が上記アにおいて説明する文書に記録された保有個人情報であると認められ、原処分においては、不開示部分①及び不開示部分②が不開示とされていることが認められる。
- ウ なお、本件対象保有個人情報のうち、平成24年5月11日付け法務省訟行第1789号に係る別紙及び別添部分が黒塗りされ隠されているが、当該部分は、一部開示決定通知書（原処分）の「2 不開示とした部分とその理由」に記載がないことから、原処分において不開示とされた情報に該当しないので、以下の検討対象からは除外することとする。
- (2) 不開示情報該当性について
- ア 不開示部分①について
- (ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分を不開示とすべき理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、当該部分が公になると、上記第3の1(2)において説明したとおり、いたずらや偽計に使用されるおそれがあり、文部科学省及び法務省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法14条7号柱書きの不開示情報に該当する旨説明する。
- (イ) 当該部分を公にすると、いたずらや偽計に使用されるおそれがあり、文部科学省及び法務省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記諮問庁の説明は否定し難い。
- したがって、不開示部分①は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められ、不開示としたことは妥当である。
- イ 不開示部分②について
- (ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分を不開示とすべき理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。
- a 国を当事者とする訴訟は、当該訴訟を進行する法務省あるいは

その管下の法務局（以下、併せて「訟務部局」という。）が当該訴訟で問題とされている行政事務を所管する行政庁に対して関連する事項について照会し、所管行政庁が当該訴訟に至った事実関係や相手方主張に対する当否、訴訟追行に関する意見等について書面で回答するという運用が行われている。（この回答は「調査回報」と呼ばれている。）

b 当該部分に記載されている情報は、特定裁判に係る調査回報に該当するものであり、これを公にすると、今後の訴訟の際に、文部科学省（所管行政庁）と法務省（訟務部局）が内部的に行う検討や対応方針等に関する情報が明らかになることを恐れて内部的な検討での意見交換や報告をちゅうちょすることとなり、調査回報の作成段階において率直な意見の記載を避けるなどせざるを得なくなり、訴訟における国側の適切な対応を困難にするおそれがあり、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、法14条7号ロに該当する。

(イ) 当該部分には、特定裁判に係る調査回報の情報が記載されているところ、訴訟の一方の当事者である国側は、当該部分を基に検討及び協議を行い、主張・立証等の組立てなどを行うものであり、国の機関内部で使用するいわゆる手の内情報であると認められる。

当該部分を公にすると、今後、訴訟の一方当事者である国が、具体的な訴訟に対処するために内部的に行った訴訟対応方針に係る検討、意見交換に関する情報が明らかになることによって生じる不利益を回避するため、率直な意見交換や詳細な報告をすることをちゅうちょすることとなり、その結果訟務部局内部における検討・協議に支障を来たしたり、個々の訴訟における国側の適切な対応を困難にするおそれを否定できず、争訟に係る事務に関し、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、不開示部分②は、法14条7号ロの不開示情報に該当すると認められ、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条7号柱書き及びロに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号柱書き及びロに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋